

玉野市地域防災計画【本編】

新旧対照表

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
玉野市地域防災計画【本編】					
1-13	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱		第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱		岡山県地域防災計画の修正(業務内容の削除)
	機 関	実施責任	機 関	実施責任	
	大阪管区 気 象 台 (岡山地方気象台)	(略) ⑨ 市町村が「 <u>地域防災計画における津波対策強化の手引き</u> 」及び「 <u>津波災害予測マニュアル</u> 」を活用して行う津波浸水予測図等の作成に 関して、 <u>技術的な支援・協力を行う。</u> ⑩ (略)	大阪管区 気 象 台 (岡山地方気象台)	(略) <u>(削除)</u> ⑨ (略)	
1-14	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱		第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱		岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化） 自衛隊の組織改編に伴う修正
	機 関	実施責任	機 関	実施責任	
	中国地方 測量部	① 災害情報の収集及び伝達における地理空間 情報活用の支援・協力 ② 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間 情報の提供と活用支援・協力 ③ 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助 言及び審査 <u>の実施</u>	中国地方 測量部	① 災害情報の収集及び伝達における地理空間 情報活用の支援・協力 <u>を行う。</u> ② 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間 情報の提供と活用支援・協力 <u>を行う。</u> ③ 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助 言及び審査 <u>を行う。</u>	
	自 衛 隊 (陸上自 衛隊第 13 特 科 隊 等)	(略)	自 衛 隊 (陸上自 衛隊中部 方面特科 連隊第 3 大隊等)	(略)	

頁	修 正 前	修 正 後	修 正 理 由																												
1-17	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 <table><tr><td>機 関</td><td>実施責任</td></tr><tr><td colspan="2">指定地方公共機関</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>一般社団 法人岡山 県LPガス協会</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td></tr><tr><td colspan="2">公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	機 関	実施責任	指定地方公共機関		(略)	(略)	一般社団 法人岡山 県LPガス協会	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	公共的団体その他防災上重要な施設の管理者		(略)	(略)	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 <table><tr><td>機 関</td><td>実施責任</td></tr><tr><td colspan="2">指定地方公共機関</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>一般社団 法人岡山 県LPガス協会</td><td>(略)</td></tr><tr><td>社会福祉 法人岡山 県社会福祉協議会</td><td><u>① 被災地域においてボランティアセンターの支援を行う。</u> <u>② 岡山県災害派遣福祉チーム（岡山DWAT）の派遣を行う。</u> <u>③ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付を行う。</u></td></tr><tr><td colspan="2">公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	機 関	実施責任	指定地方公共機関		(略)	(略)	一般社団 法人岡山 県LPガス協会	(略)	社会福祉 法人岡山 県社会福祉協議会	<u>① 被災地域においてボランティアセンターの支援を行う。</u> <u>② 岡山県災害派遣福祉チーム（岡山DWAT）の派遣を行う。</u> <u>③ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付を行う。</u>	公共的団体その他防災上重要な施設の管理者		(略)	(略)	岡山県地域防災計画の修正（指定地方公共機関の追加）
機 関	実施責任																														
指定地方公共機関																															
(略)	(略)																														
一般社団 法人岡山 県LPガス協会	(略)																														
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																														
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者																															
(略)	(略)																														
機 関	実施責任																														
指定地方公共機関																															
(略)	(略)																														
一般社団 法人岡山 県LPガス協会	(略)																														
社会福祉 法人岡山 県社会福祉協議会	<u>① 被災地域においてボランティアセンターの支援を行う。</u> <u>② 岡山県災害派遣福祉チーム（岡山DWAT）の派遣を行う。</u> <u>③ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付を行う。</u>																														
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者																															
(略)	(略)																														
2-9	5－1 基本方針 ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。（略）	5－1 基本方針 ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。（略）	岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化）																												
2-9	5－2－1 ボランティアの養成・登録 <table><tr><td>主 体</td><td>主 な 取 組</td></tr><tr><td>市</td><td>●市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働を行う。 ●（略）</td></tr></table>	主 体	主 な 取 組	市	●市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働を行う。 ●（略）	5－2－1 ボランティアの養成・登録 <table><tr><td>主 体</td><td>主 な 取 組</td></tr><tr><td>市</td><td>●市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働を行う<u>とともに、市社会福祉協議会との役割分担等について、市防災計画等に定めるよう努める。</u> ●（略）</td></tr></table>	主 体	主 な 取 組	市	●市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働を行う <u>とともに、市社会福祉協議会との役割分担等について、市防災計画等に定めるよう努める。</u> ●（略）	防災基本計画の修正																				
主 体	主 な 取 組																														
市	●市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働を行う。 ●（略）																														
主 体	主 な 取 組																														
市	●市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働を行う <u>とともに、市社会福祉協議会との役割分担等について、市防災計画等に定めるよう努める。</u> ●（略）																														

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
2-10	5-2-2 ネットワーク化の推進		5-2-2 ネットワーク化の推進		岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化）
	主体 市、県	主な取組 ●災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。 ●社会福祉協議会、 NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。	主体 市、県	主な取組 ●災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、 災害中間支援組織 、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。 ●社会福祉協議会、 災害中間支援組織 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。	
2-10	5-3 ボランティアの活動環境整備		5-3 ボランティアの活動環境整備		岡山県防災会議の意見による修正
	主体 市、県	主な取組 ●（略） ●（略） ●（略） ●（略） ●災害発生と同時に市内外から一般労力提供型ボランティアの申し出があることが想定されるが、これらのボランティアは組織化された集団ではない場合が多く、市が個々にコーディネートするのは非常に困難であるため、市社会福祉協議会の災害ボランティアセンター や第三者的機関 と連携して受付を行う方法や、近隣市町村において受付窓口を設け、市に直接入る前に派遣調査を行う等、状況に応じた対応についてあらかじめ検討する。 ●（略）	主体 市、県	主な取組 ●（略） ●（略） ●（略） ●（略） ●災害発生と同時に市内外から一般労力提供型ボランティアの申し出があることが想定されるが、これらのボランティアは組織化された集団ではない場合が多く、市が個々にコーディネートするのは非常に困難であるため、市社会福祉協議会の災害ボランティアセンター 等 と連携して受付を行う方法や、近隣市町村において受付窓口を設け、市に直接入る前に派遣調査を行う等、状況に応じた対応についてあらかじめ検討する。 ●（略）	

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
2-22	1－2－3 個別避難計画の作成		1－2－3 個別避難計画の作成		防災基本計画の修正
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	市	●市防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。 <u>(新設)</u> ● (略) <u>(新設)</u> ● (略)	市	●市防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>N P O</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。 ●<u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。</u> ● (略) ●<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</u> ● (略)	
2-35	5－2 対策		5－2 対策		岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化）
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	市、県	● (略) ● (略) ●震度4以上<u>の地震が発生</u>した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。	市、県	● (略) ● (略) ●震度4以上<u>を観測</u>した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。	

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
2-44	1－2－3 災害廃棄物処理計画の策定		1－2－3 災害廃棄物処理計画の策定		防災基本計画の修正
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	市	●災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。	市	●災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。	
2-57	(2) 福祉避難所の指定・周知		(2) 福祉避難所の指定・周知		防災基本計画の修正
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	市	● (略) ● (略) ●特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。 ● (略) ● (略)	市	● (略) ● (略) ●特に、<u>要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、</u>医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。 ● (略) ● (略)	
2-57	2－2－2 指定避難所の施設設備の整備		2－2－2 指定避難所の施設設備の整備		防災基本計画の修正
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	市	●指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。 (略)	市	●指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。 (略)	

頁	修 正 前	修 正 後	修 正 理 由								
2-58	3－1 基本方針 (略) また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、市は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める<u>など適切な対応を行う。</u>(略)	5－1 基本方針 (略) また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、<u>適切な対応を行う。</u>市は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努める。(略)	防災基本計画の修正								
2-62	1－2－4 初動体制の確立 (1) 緊急初動班 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td> ● (略) ● (略) ● (略) ● 緊急初動班は、市内で震度4以上<u>の</u>地震が発生した場合、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)が発表された場合に自主参集し、本庁舎又はあらかじめ指定された場所にて、警戒体制をとる。(略) ● (略) </td></tr></table>	主体	主な取組	市	● (略) ● (略) ● (略) ● 緊急初動班は、市内で震度4以上<u>の</u>地震が発生した場合、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)が発表された場合に自主参集し、本庁舎又はあらかじめ指定された場所にて、警戒体制をとる。(略) ● (略)	1－2－4 初動体制の確立 (1) 緊急初動班 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td> ● (略) ● (略) ● (略) ● 緊急初動班は、市内で震度4以上<u>又は長周期地震動階級4を観測する</u>地震が発生した場合、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)が発表された場合に自主参集し、本庁舎又はあらかじめ指定された場所にて、警戒体制をとる。(略) ● (略) </td></tr></table>	主体	主な取組	市	● (略) ● (略) ● (略) ● 緊急初動班は、市内で震度4以上<u>又は長周期地震動階級4を観測する</u>地震が発生した場合、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)が発表された場合に自主参集し、本庁舎又はあらかじめ指定された場所にて、警戒体制をとる。(略) ● (略)	岡山県地域防災計画の修正(防災配備体制基準の追加)
主体	主な取組										
市	● (略) ● (略) ● (略) ● 緊急初動班は、市内で震度4以上<u>の</u>地震が発生した場合、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)が発表された場合に自主参集し、本庁舎又はあらかじめ指定された場所にて、警戒体制をとる。(略) ● (略)										
主体	主な取組										
市	● (略) ● (略) ● (略) ● 緊急初動班は、市内で震度4以上<u>又は長周期地震動階級4を観測する</u>地震が発生した場合、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)が発表された場合に自主参集し、本庁舎又はあらかじめ指定された場所にて、警戒体制をとる。(略) ● (略)										
2-63	(2) 班員の指定 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td> ● (略) ● 班員は、震度4以上<u>の</u>地震情報(テレビ、ラジオ放送等)、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)の発表により、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。 ● (略) </td></tr></table>	主体	主な取組	市	● (略) ● 班員は、震度4以上<u>の</u>地震情報(テレビ、ラジオ放送等)、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)の発表により、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。 ● (略)	(2) 班員の指定 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td> ● (略) ● 班員は、<u>市内で震度4以上又は長周期地震動階級4を観測する</u>地震情報(テレビ、ラジオ放送等)、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)の発表により、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。 ● (略) </td></tr></table>	主体	主な取組	市	● (略) ● 班員は、<u>市内で震度4以上又は長周期地震動階級4を観測する</u>地震情報(テレビ、ラジオ放送等)、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)の発表により、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。 ● (略)	岡山県地域防災計画の修正(防災配備体制基準の追加)
主体	主な取組										
市	● (略) ● 班員は、震度4以上<u>の</u>地震情報(テレビ、ラジオ放送等)、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)の発表により、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。 ● (略)										
主体	主な取組										
市	● (略) ● 班員は、<u>市内で震度4以上又は長周期地震動階級4を観測する</u>地震情報(テレビ、ラジオ放送等)、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)の発表により、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。 ● (略)										

頁	修 正 前	修 正 後	修 正 理 由								
2-63	1－2－5 非常体制 (1) 非常体制の基準 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td> ● (略) 1) (略) 2) 地震・津波 ①震度5強以上<u>の</u>地震が市内で発生したとき ② (略) ③ (略) ● (略) </td></tr></table>	主体	主な取組	市	● (略) 1) (略) 2) 地震・津波 ①震度5強以上<u>の</u>地震が市内で発生したとき ② (略) ③ (略) ● (略)	1－2－5 非常体制 (1) 非常体制の基準 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td> ● (略) 1) (略) 2) 地震・津波 ①震度5強以上<u>を観測する</u>地震が市内で発生したとき ② (略) ③ (略) ● (略) </td></tr></table>	主体	主な取組	市	● (略) 1) (略) 2) 地震・津波 ①震度5強以上<u>を観測する</u>地震が市内で発生したとき ② (略) ③ (略) ● (略)	岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化）
主体	主な取組										
市	● (略) 1) (略) 2) 地震・津波 ①震度5強以上<u>の</u>地震が市内で発生したとき ② (略) ③ (略) ● (略)										
主体	主な取組										
市	● (略) 1) (略) 2) 地震・津波 ①震度5強以上<u>を観測する</u>地震が市内で発生したとき ② (略) ③ (略) ● (略)										
2-63	(2) 非常体制の職員配備 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td> ●勤務時間外において、震度5強以上<u>の</u>地震情報（テレビ、ラジオ放送等）、大津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、本庁及び出先機関の全職員は直ちに勤務場所に出勤する。 ● (略) ● (略) </td></tr></table>	主体	主な取組	市	●勤務時間外において、震度5強以上<u>の</u>地震情報（テレビ、ラジオ放送等）、大津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、本庁及び出先機関の全職員は直ちに勤務場所に出勤する。 ● (略) ● (略)	(2) 非常体制の職員配備 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td> ●勤務時間外において、<u>市内で</u>震度5強以上<u>を観測する</u>地震情報（テレビ、ラジオ放送等）、大津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、本庁及び出先機関の全職員は直ちに勤務場所に出勤する。 ● (略) ● (略) </td></tr></table>	主体	主な取組	市	●勤務時間外において、<u>市内で</u>震度5強以上<u>を観測する</u>地震情報（テレビ、ラジオ放送等）、大津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、本庁及び出先機関の全職員は直ちに勤務場所に出勤する。 ● (略) ● (略)	岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化）
主体	主な取組										
市	●勤務時間外において、震度5強以上<u>の</u>地震情報（テレビ、ラジオ放送等）、大津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、本庁及び出先機関の全職員は直ちに勤務場所に出勤する。 ● (略) ● (略)										
主体	主な取組										
市	●勤務時間外において、<u>市内で</u>震度5強以上<u>を観測する</u>地震情報（テレビ、ラジオ放送等）、大津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、本庁及び出先機関の全職員は直ちに勤務場所に出勤する。 ● (略) ● (略)										

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
2-66	(4) 応援体制の整備		(4) 応援体制の整備		防災基本計画の修正
	主体 市、県	主な取組 ● (略) <u>(新設)</u>	主体 市、県	主な取組 ● (略) <u>●平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u>	
	県	● (略) <u>(新設)</u>	県	● (略) <u>●死者及び行方不明者についても、氏名等の公表に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。</u>	岡山県地域防災計画の修正（死者、行方不明者の氏名等公表のための手続きの整理・明確化について追記）
2-67	5－１ 基本方針 (略) また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。(略)		5－１ 基本方針 (略) また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、 <u>定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u> 等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。(略)		防災基本計画の修正
2-68	(1) 防災関係機関の通信手段の整備		(1) 防災関係機関の通信手段の整備		岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化）
	主体 市、県	主な取組 ●地震計等観測機器の整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを <u>構築</u> するよう努める。 ● (略) ● (略)	主体 市、県	主な取組 ●地震計等観測機器の <u>維持・整備</u> に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを <u>維持・整備</u> するよう努める。 ● (略) ● (略)	

頁	修 正 前	修 正 後	修 正 理 由								
2-68	(1) 防災関係機関の通信手段の整備 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市、県、 防災関係 機関</td><td> ● (略) <u>(新設)</u> ● (略) 1) ～ 4) (略) 5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等 ●<u>非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震化や浸水しない場所等への移設を図る。</u> </td></tr></table>	主体	主な取組	市、県、 防災関係 機関	● (略) <u>(新設)</u> ● (略) 1) ～ 4) (略) 5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等 ●<u>非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震化や浸水しない場所等への移設を図る。</u>	(1) 防災関係機関の通信手段の整備 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市、県、 防災関係 機関</td><td> ● (略) ●<u>非常通信体制の整備、有・無線システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練を通じて、実効性の確保に留意する。</u> ● (略) 1) ～ 4) (略) 5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に<u>耐震性があり、かつ</u>浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等 <u>(削除)</u> </td></tr></table>	主体	主な取組	市、県、 防災関係 機関	● (略) ●<u>非常通信体制の整備、有・無線システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練を通じて、実効性の確保に留意する。</u> ● (略) 1) ～ 4) (略) 5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に<u>耐震性があり、かつ</u>浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等 <u>(削除)</u>	防災基本計画の修正 岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化）
主体	主な取組										
市、県、 防災関係 機関	● (略) <u>(新設)</u> ● (略) 1) ～ 4) (略) 5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等 ●<u>非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震化や浸水しない場所等への移設を図る。</u>										
主体	主な取組										
市、県、 防災関係 機関	● (略) ●<u>非常通信体制の整備、有・無線システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練を通じて、実効性の確保に留意する。</u> ● (略) 1) ～ 4) (略) 5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に<u>耐震性があり、かつ</u>浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等 <u>(削除)</u>										
2-70	2－1 基本方針 災害時、医療救護活動の必要がある場合に立ち上がる県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部において、医療機関の受入可否・被災状況等の情報収集を行うとともに、DMAT県調整本部や消防機関等と連携した搬送調整や、航空運用調整班を通じたヘリコプター等航空機の搬送手段の確保に努める。	2－1 基本方針 災害時、医療救護活動の必要がある場合に立ち上がる県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部、地域災害保健医療<u>福祉</u>調整本部において、医療機関の受入可否・被災状況等の情報収集を行うとともに、DMAT県調整本部や消防機関等と連携した搬送調整や、航空運用調整班を通じたヘリコプター等航空機の搬送手段の確保に努める。	岡山県地域防災計画の修正（調整本部の改組）								

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
2-72	3－2－1 組織・体制の整備		3－2－1 組織・体制の整備		岡山県地域防災計画の修正（調整本部の改組）
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	県	●県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部の円滑な設置、運営に努めるとともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、DMAT指定機関との「おかやまDMATの出動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チームの派遣、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に基づく災害派遣精神医療チームの受入れ・派遣、災害拠点病院等による医療救護活動など、関係者との円滑な連携を図る。	県	●県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部、地域災害保健医療<u>福祉</u>調整本部の円滑な設置、運営に努めるとともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、DMAT指定機関との「おかやまDMATの出動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チームの派遣、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に基づく災害派遣精神医療チームの受入れ・派遣、災害拠点病院等による医療救護活動など、関係者との円滑な連携を図る。	
2-73	5－2－1 組織体制の整備		5－2－1 組織体制の整備		岡山県地域防災計画の修正（調整本部の改組）
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	県	●岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日制定）に基づき、被災者に対して公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う調査班及び保健衛生班を県保健所本所単位で編成することから、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部及び市町村が連携した情報収集・派遣体制の整備に努める。	県	●岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日制定）に基づき、被災者に対して公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う調査班及び保健衛生班を県保健所本所単位で編成することから、県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部、地域災害保健医療<u>福祉</u>調整本部及び市町村が連携した情報収集・派遣体制の整備に努める。	
2-79	（3）応援活動の相互調整		（3）応援活動の相互調整		防災基本計画の修正
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	市、県、防災関係機関	●（略） ●航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。	市、県、防災関係機関	●（略） ●航空運用調整班は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼する。また、無人航空機等の飛行から</u>災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼し、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。	

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
2-91	(4) 緊急輸送車両の通行保証		(4) 緊急輸送車両の通行保証		岡山県地域防災計画の修正（災害対策基本法施行令等の一部改正を踏まえた修正）
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	市	●輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、 <u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両へ緊急通行車両標章が円滑に交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的に行うなど、その普及を図る。</u>	市、 <u>県</u>	●輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、 <u>災害発生前においても緊急通行車両に係る確認を受け標章等の交付を受けることができることから、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るために、民間事業者等に対して事前に確認を受けるよう周知を行うとともに、自らも積極的に事前の確認を受ける。</u>	
2-92	1－1 対策		1－1 対策		防災基本計画の修正
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	市、県	●（略） <u>（新設）</u> ●（略）	市、県	●（略） <u>●障害の種類及び程度に応じて、障害者が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。</u> ●（略）	

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
2-94	1－2 対策		1－2 対策		岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化） 「法令における漢字使用等（平成22年11月30日内閣法制局）」に基づく表記の修正 修正前：涵養、かん養 修正後：涵養
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	市、県、近畿中国森林管理局	（１）山地治山事業等 ●（略） ●<u>流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u> ●<u>脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策</u>を推進する。 （２）水源地整備事業 ●水源かん養及び水土保持機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。 （略） （４）地すべり防止事業 ●<u>地すべりによる被害を防止、軽減するために排水工、杭打工等の防災工事を行う。</u> （略） <u>（７）防災工事の実施</u> ●<u>治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼保施設等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。</u>	市、県、近畿中国森林管理局	（１）山地治山事業等 ●（略） ●<u>山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。</u> ●<u>水源涵養機能や土砂流出防止機能等が低下した保安林において、保育等の森林整備</u>を推進する。 （２）水源地整備事業 ●水源かん養及び水土保持機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。 （略） （４）地すべり防止事業 ●<u>地下水の排除などにより地すべりが発生する要因を除去する抑制工と、直接的に地すべり土塊の動きを止める抑止工を組み合わせ、地すべりの安定を図る。</u> （略） <u>（削除）</u>	
2-95	1－2 対策 （１）土砂災害警戒区域等の点検		1－2 対策 （１）土砂災害警戒区域等の点検		令和5年国水砂第208号に基づく修正
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	市、県	（略） ●土砂災害<u>危険箇所</u>の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。	市、県	（略） ●土砂災害<u>警戒区域等</u>の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。	

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
2-97	(6) 盛土による災害の防止対策		(6) 盛土による災害の防止対策		宅地造成及び特定盛土等規制法施行に伴う修正
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	市、県	●崩落の危険がある盛土を発見した場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う。	市、県	●崩落の危険がある盛土を発見した場合は、 宅地造成及び特定盛土等規制法などの 各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う。	
2-98	1－2 対策 (1) 河川水位等の情報提供		1－2 対策 (1) 河川水位等の情報提供		岡山県防災会議の意見による修正
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	県	<u>(1) 水防警報</u> <u>●水防警報河川について、洪水による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報を発表する。</u> <u>(2)～(4) (略)</u>	県	<u>(削除)</u> <u>(1)～(3) (略)</u>	
2-111	(2) 警報伝達の徹底		(2) 警報伝達の徹底		岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化）
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	市、県	●気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の 発する 乾燥注意報及び火災気象通報を受け入れたときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。	市、県	●気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の 発表する 乾燥注意報及び火災気象通報を受け入れたときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。	

頁	修 正 前				修 正 後				修 正 理 由
3-4	1－1 防災体制の種別と基準				1－1 防災体制の種別と基準				岡山県地域防災計画の修正（配備体制基準の追加）
	種別	時期	配備要員	配備基準	種別	時期	配備要員	配備基準	
	警戒体制	(略)	(略)	【風水害等】 (略)	警戒体制	(略)	(略)	【風水害等】 (略)	
				【地震・津波】 ●震度4又は5弱 の 地震が 市内で発生したとき。 <u>(新規)</u> ● (略) ● (略)				【地震・津波】 ●震度4又は5弱 を観測す <u>る</u> 地震が市内で発生した とき。 ● <u>長周期地震動階級3又は</u> <u>4が発表されたとき。</u> ● (略) ● (略)	
非常体制	(略)	(略)	【風水害等】 (略)	非常体制	(略)	(略)	【風水害等】 (略)		
			【地震・津波】 ●震度5強以上 の 地震が市 内で発生したとき。 ● (略) ● (略)				【地震・津波】 ●震度5強以上 を観測する 地震が市内で発生したと き。 ● (略) ● (略)		
3-5	1) 市本部の設置				1) 市本部の設置				岡山県地域防災計画の修正（配備体制基準の追加）
	主体	主な取組			主体	主な取組			
	市	●市本部は、次の場合に設置する。 1) ～5) (略) 6) 市内で震度5強以上 の 地震が発生したとき。 7) (略)			市	●市本部は、次の場合に設置する。 1) ～5) (略) 6) 市内で震度5強以上 を観測する 地震が発生し たとき、 <u>大津波警報が発表されたとき又は南</u> <u>海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発</u> <u>表されたとき。</u> 7) (略)			

頁	修 正 前	修 正 後	修 正 理 由								
3-7	(2) 勤務時間外及び休日における配備の連絡 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td> ● (略) ● 本庁及び出先機関の全職員は、震度 5 強以上<u>の</u>地震情報（テレビ、ラジオ放送等）、大津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、直ちに勤務場所に出勤する。 ● (略) ● (略) ● (略) </td></tr></table>	主体	主な取組	市	● (略) ● 本庁及び出先機関の全職員は、震度 5 強以上<u>の</u>地震情報（テレビ、ラジオ放送等）、大津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、直ちに勤務場所に出勤する。 ● (略) ● (略) ● (略)	(2) 勤務時間外及び休日における配備の連絡 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td> ● (略) ● 本庁及び出先機関の全職員は、<u>市内で</u>震度 5 強以上<u>を観測する</u>地震情報（テレビ、ラジオ放送等）、大津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、直ちに勤務場所に出勤する。 ● (略) ● (略) ● (略) </td></tr></table>	主体	主な取組	市	● (略) ● 本庁及び出先機関の全職員は、<u>市内で</u>震度 5 強以上<u>を観測する</u>地震情報（テレビ、ラジオ放送等）、大津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、直ちに勤務場所に出勤する。 ● (略) ● (略) ● (略)	岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化）
主体	主な取組										
市	● (略) ● 本庁及び出先機関の全職員は、震度 5 強以上<u>の</u>地震情報（テレビ、ラジオ放送等）、大津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、直ちに勤務場所に出勤する。 ● (略) ● (略) ● (略)										
主体	主な取組										
市	● (略) ● 本庁及び出先機関の全職員は、<u>市内で</u>震度 5 強以上<u>を観測する</u>地震情報（テレビ、ラジオ放送等）、大津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、直ちに勤務場所に出勤する。 ● (略) ● (略) ● (略)										
3-8	1) 緊急初動班の配備 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td> ● 班員は、勤務時間外において、市内で震度 4 以上<u>の</u>地震が発生した場合、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震注意）が発表された場合、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。 </td></tr></table>	主体	主な取組	市	● 班員は、勤務時間外において、市内で震度 4 以上<u>の</u>地震が発生した場合、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震注意）が発表された場合、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。	1) 緊急初動班の配備 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td> ● 班員は、勤務時間外において、市内で震度 4 以上<u>又は長周期地震動階級 4 を観測する</u>地震が発生した場合、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震注意）が発表された場合、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。 </td></tr></table>	主体	主な取組	市	● 班員は、勤務時間外において、市内で震度 4 以上<u>又は長周期地震動階級 4 を観測する</u>地震が発生した場合、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震注意）が発表された場合、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。	岡山県地域防災計画の修正（配備体制基準の追加）
主体	主な取組										
市	● 班員は、勤務時間外において、市内で震度 4 以上<u>の</u>地震が発生した場合、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震注意）が発表された場合、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。										
主体	主な取組										
市	● 班員は、勤務時間外において、市内で震度 4 以上<u>又は長周期地震動階級 4 を観測する</u>地震が発生した場合、津波注意報又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震注意）が発表された場合、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。										
3-9	4 市災害対策本部の組織図 (略) 健康福祉部 部長：健康福祉部長 福祉政策班 長寿介護班 健康増進班 (略)	4 市災害対策本部の組織図 (略) 健康福祉部 部長：健康福祉部長 福祉政策班 長寿介護班 健康増進班 こどもみらい班 (略)	玉野市の組織改編に伴う修正								

頁	修 正 前			修 正 後			修 正 理 由
3-12	5 市災害対策本部の組織・所掌業務			5 市災害対策本部の組織・所掌業務			玉野市の組織改編に伴う修正
	部名	班名	分掌事務	部名	班名	分掌事務	
	健康福祉部	健康増進班	(略)	健康福祉部	健康増進班	(略)	
		総括責任者	6 被災地における <u>母子保健</u> 、老人保健、精神保健、栄養指導及び歯科保健の実施指導にすること。		総括責任者	6 被災地における老人保健、精神保健、栄養指導及び歯科保健の実施指導にすること。	
		健康増進課長	(略)		健康増進課長	(略)	
		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>こどもみらい班</u> <u>総括責任者</u> <u>こどもみらい課長</u>	<u>1 被災地における母子保健に関すること。</u> <u>2 所管施設の二次災害予防、被害調査並びに災害応急復旧に関すること。</u> <u>3 健康福祉部他班への人的応援に關すること。</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
3-17	1－1 方針			1－1 方針			岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化）
	災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象 <u>官署</u> 等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。			災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象 <u>台</u> 等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。			
3-17	(2) 気象に関する予報及び警報等			(2) 気象に関する予報及び警報等			岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化）
	種別	内容		種別	内容		
	気象注意報	● (略) ● (略) なお、高潮注意報は高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等 <u>は</u> 危険な場所から <u>の</u> 避難 <u>が</u> 必要とされる警戒レベル3に相当。		気象注意報	● (略) ● (略) なお、高潮注意報は高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等 <u>が</u> 危険な場所から避難 <u>する</u> 必要 <u>がある</u> とされる警戒レベル3に相当。		
	気象警報	● (略) ● 高潮警報は危険な場所から <u>の</u> 避難 <u>が</u> 必要とされる警戒レベル4に相当。大雨警報(土砂災害)及び洪水警報は、高齢者等 <u>は</u> 危険な場所から <u>の</u> 避難 <u>が</u> 必要とされる警戒レベル3に相当。		気象警報	● (略) ● 高潮警報は危険な場所から避難 <u>する</u> 必要 <u>がある</u> とされる警戒レベル4に相当。大雨警報(土砂災害)及び洪水警報は、高齢者等 <u>が</u> 危険な場所から避難 <u>する</u> 必要 <u>がある</u> とされる警戒レベル3に相当。		

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
3-18	(2) 気象に関する予報及び警報等		(2) 気象に関する予報及び警報等		岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化）
	種別	内容	種別	内容	
	特別警報	●（略） ●大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況で<u>あり</u>、命の危険が<u>迫っているため</u>直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は危険な場所から<u>の避難が</u>必要とされる警戒レベル4に相当。	特別警報	●（略） ●大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況で、命の危険が<u>あり</u>直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は危険な場所から避難<u>する</u>必要<u>がある</u>とされる警戒レベル4に相当。	
	気象情報	●気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を<u>喚起する</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。（略）	気象情報	●気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・<u>警戒を呼びかけられる</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。（略）	
	記録的短時間大雨情報	●（略） ●この情報が発表されたときは、土砂災害及び、<u>低地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	記録的短時間大雨情報	●（略） ●この情報が発表されたときは、土砂災害及び、<u>低い土地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	竜巻注意情報	●積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意<u>を</u>呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で気象庁から発表される。 ●（略）	竜巻注意情報	●積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意<u>が</u>呼びかけ<u>ら</u>れる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で気象庁から発表される。 ●（略）	

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
3-19	(3) 洪水・土砂災害・火災等に関する情報		(3) 洪水・土砂災害・火災等に関する情報		気象庁内の記載要領変更に伴う語句の修正
	種別	内容	種別	内容	
	土砂災害警戒情報	●大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山県と岡山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難 <u>が必要</u> とされる警戒レベル4に相当。	土砂災害警戒情報	●大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山県と岡山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難 <u>する必要がある</u> とされる警戒レベル4に相当。	
3-20	(4) 地震・津波に関する情報		(4) 地震・津波に関する情報		岡山県地域防災計画の修正（防災気象情報の強化を踏まえた修正） 岡山県防災会議の意見による修正
	種別	内容	種別	内容	
	緊急地震速報（警報）	●気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち <u>予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</u> (注) 緊急地震速報（ <u>警報</u> ）は、地震発生 <u>直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報</u> である。 <u>このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。</u>	緊急地震速報（警報）	●気象庁は、最大震度5弱以上 <u>又は長周期地震動階級3以上</u> の揺れが予想された場合に、震度4以上 <u>又は長周期地震動階級3以上</u> が予想される地域（ <u>県南部、県北部</u> ）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上 <u>又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合</u> のものを特別警報に位置付けている。 (注) 緊急地震速報は、地震が <u>発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報</u> である。 <u>解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。</u>	
	地震情報	●気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。	地震情報	●気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに、 <u>観測された震度や長周期地震動階級</u> のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。	

頁	修 正 前	修 正 後	修 正 理 由								
3-21 ～ 3-22	3－2 対策 (１) 災害初期の被害情報の収集・連絡 <table><tr><th>主体</th><th>対策</th></tr><tr><td>市</td><td> ● (略) ● 市内において「震度５強」以上<u>の</u>地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。) (略) ● 震度６弱以上の<u>地震</u>を観測した際は、発災後速やかに行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を県に報告する。 (略) </td></tr></table>	主体	対策	市	● (略) ● 市内において「震度５強」以上<u>の</u>地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。) (略) ● 震度６弱以上の<u>地震</u>を観測した際は、発災後速やかに行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を県に報告する。 (略)	3－2 対策 (１) 災害初期の被害情報の収集・連絡 <table><tr><th>主体</th><th>対策</th></tr><tr><td>市</td><td> ● (略) ● 市内において「震度５強」以上<u>を観測する</u>地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。) (略) ● 震度６弱以上の<u>揺れ</u>を観測した際は、発災後速やかに行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を県に報告する。 (略) </td></tr></table>	主体	対策	市	● (略) ● 市内において「震度５強」以上<u>を観測する</u>地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。) (略) ● 震度６弱以上の<u>揺れ</u>を観測した際は、発災後速やかに行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を県に報告する。 (略)	岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化）
主体	対策										
市	● (略) ● 市内において「震度５強」以上<u>の</u>地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。) (略) ● 震度６弱以上の<u>地震</u>を観測した際は、発災後速やかに行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を県に報告する。 (略)										
主体	対策										
市	● (略) ● 市内において「震度５強」以上<u>を観測する</u>地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。) (略) ● 震度６弱以上の<u>揺れ</u>を観測した際は、発災後速やかに行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を県に報告する。 (略)										
3-22 ～ 3-23	(１) 災害初期の被害情報の収集・連絡 <table><tr><th>主体</th><th>対策</th></tr><tr><td>県</td><td> ● (略) ● (略) ● 震度６弱以上の<u>地震</u>を観測した市町村から報告された行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を取りまとめる。 ● (略) ● (略) ● (略) ● <u>要救助者の迅速な把握による</u>救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな<u>安否不明者</u>の絞り込みに努める。 ● (略) </td></tr></table>	主体	対策	県	● (略) ● (略) ● 震度６弱以上の<u>地震</u>を観測した市町村から報告された行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を取りまとめる。 ● (略) ● (略) ● (略) ● <u>要救助者の迅速な把握による</u>救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな<u>安否不明者</u>の絞り込みに努める。 ● (略)	(１) 災害初期の被害情報の収集・連絡 <table><tr><th>主体</th><th>対策</th></tr><tr><td>県</td><td> ● (略) ● (略) ● 震度６弱以上の<u>揺れ</u>を観測した市町村から報告された行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を取りまとめる。 ● (略) ● (略) ● (略) ● 救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「<u>災害発生時における死者等の氏名等の公表方針</u>」に基づき、市町村等と連携の上、安否不明者、<u>行方不明者及び死者</u>の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな<u>要救助者</u>の絞り込みに努める。 ● (略) </td></tr></table>	主体	対策	県	● (略) ● (略) ● 震度６弱以上の<u>揺れ</u>を観測した市町村から報告された行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を取りまとめる。 ● (略) ● (略) ● (略) ● 救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「<u>災害発生時における死者等の氏名等の公表方針</u>」に基づき、市町村等と連携の上、安否不明者、<u>行方不明者及び死者</u>の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな<u>要救助者</u>の絞り込みに努める。 ● (略)	岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化） （災害発生時における死者等の氏名等の公表方針を明記）
主体	対策										
県	● (略) ● (略) ● 震度６弱以上の<u>地震</u>を観測した市町村から報告された行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を取りまとめる。 ● (略) ● (略) ● (略) ● <u>要救助者の迅速な把握による</u>救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな<u>安否不明者</u>の絞り込みに努める。 ● (略)										
主体	対策										
県	● (略) ● (略) ● 震度６弱以上の<u>揺れ</u>を観測した市町村から報告された行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を取りまとめる。 ● (略) ● (略) ● (略) ● 救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「<u>災害発生時における死者等の氏名等の公表方針</u>」に基づき、市町村等と連携の上、安否不明者、<u>行方不明者及び死者</u>の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな<u>要救助者</u>の絞り込みに努める。 ● (略)										

頁	修 正 前	修 正 後	修 正 理 由												
3-26	(3) 情報提供媒体の整備 <table><tr><th>主体</th><th>対策</th></tr><tr><td>市</td><td>●災害情報、避難情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、市ホームページ、<u>ツイッター</u>、フェイスブック、防災メルマガ、市LINE 公式アカウント、市防災行政無線等による情報を提供するように努める。 ● (略)</td></tr></table>	主体	対策	市	●災害情報、避難情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、市ホームページ、 <u>ツイッター</u> 、フェイスブック、防災メルマガ、市LINE 公式アカウント、市防災行政無線等による情報を提供するように努める。 ● (略)	(3) 情報提供媒体の整備 <table><tr><th>主体</th><th>対策</th></tr><tr><td>市</td><td>●災害情報、避難情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、市ホームページ、<u>X(旧ツイッター)</u>、フェイスブック、防災メルマガ、市LINE 公式アカウント、市防災行政無線等による情報を提供するように努める。 ● (略)</td></tr></table>	主体	対策	市	●災害情報、避難情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、市ホームページ、 <u>X(旧ツイッター)</u> 、フェイスブック、防災メルマガ、市LINE 公式アカウント、市防災行政無線等による情報を提供するように努める。 ● (略)	表現の適正化				
主体	対策														
市	●災害情報、避難情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、市ホームページ、 <u>ツイッター</u> 、フェイスブック、防災メルマガ、市LINE 公式アカウント、市防災行政無線等による情報を提供するように努める。 ● (略)														
主体	対策														
市	●災害情報、避難情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、市ホームページ、 <u>X(旧ツイッター)</u> 、フェイスブック、防災メルマガ、市LINE 公式アカウント、市防災行政無線等による情報を提供するように努める。 ● (略)														
3-33	(1) 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者 <table><tr><th>区分</th><th>該当者</th></tr><tr><td>災害派遣命令者</td><td>●陸上自衛隊<u>第13 特科隊長</u> ● (略)</td></tr></table>	区分	該当者	災害派遣命令者	●陸上自衛隊 <u>第13 特科隊長</u> ● (略)	(1) 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市、県</td><td>●陸上自衛隊<u>中部方面特科連隊第3大隊長</u> ● (略)</td></tr></table>	主体	主な取組	市、県	●陸上自衛隊 <u>中部方面特科連隊第3大隊長</u> ● (略)	自衛隊の組織改編に伴う修正				
区分	該当者														
災害派遣命令者	●陸上自衛隊 <u>第13 特科隊長</u> ● (略)														
主体	主な取組														
市、県	●陸上自衛隊 <u>中部方面特科連隊第3大隊長</u> ● (略)														
3-36	1-1 対策 (1) 避難情報の伝達、連絡体制・活動 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td>●強い揺れ（震度4 <u>程度</u>以上）<u>又は</u>長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合<u>若しくは</u>津波警報等を覚知した場合、直ちに的確な避難指示を行う。 ● (略)</td></tr><tr><td>市、県</td><td>●津波警報等、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、インターネット等のあらゆる手段の活用を図る。 ● (略)</td></tr></table>	主体	主な取組	市	●強い揺れ（震度4 <u>程度</u> 以上） <u>又は</u> 長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合 <u>若しくは</u> 津波警報等を覚知した場合、直ちに的確な避難指示を行う。 ● (略)	市、県	●津波警報等、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、インターネット等のあらゆる手段の活用を図る。 ● (略)	1-1 対策 (1) 避難情報の伝達、連絡体制・活動 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td>●強い揺れ（震度4以上）<u>若しくは</u>長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合<u>又は</u>津波警報等を覚知した場合、直ちに的確な避難指示を行う。 ● (略)</td></tr><tr><td>市、県</td><td>●津波警報等、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、インターネット、<u>津波フラッグ</u>等のあらゆる手段の活用を図る。 ● (略)</td></tr></table>	主体	主な取組	市	●強い揺れ（震度4以上） <u>若しくは</u> 長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合 <u>又は</u> 津波警報等を覚知した場合、直ちに的確な避難指示を行う。 ● (略)	市、県	●津波警報等、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、インターネット、 <u>津波フラッグ</u> 等のあらゆる手段の活用を図る。 ● (略)	岡山県地域防災計画の修正（表現の適正化） （伝達手段の追加）
主体	主な取組														
市	●強い揺れ（震度4 <u>程度</u> 以上） <u>又は</u> 長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合 <u>若しくは</u> 津波警報等を覚知した場合、直ちに的確な避難指示を行う。 ● (略)														
市、県	●津波警報等、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、インターネット等のあらゆる手段の活用を図る。 ● (略)														
主体	主な取組														
市	●強い揺れ（震度4以上） <u>若しくは</u> 長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合 <u>又は</u> 津波警報等を覚知した場合、直ちに的確な避難指示を行う。 ● (略)														
市、県	●津波警報等、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、インターネット、 <u>津波フラッグ</u> 等のあらゆる手段の活用を図る。 ● (略)														

頁	修 正 前	修 正 後	修 正 理 由												
3-41	１－１ 基本方針 (略) 災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施するが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。 (略)	１－１ 基本方針 (略) 災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施するが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、県災害保健医療 福祉 調整本部及び地域災害保健医療 福祉 調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。 (略)	岡山県地域防災計画の修正(調整本部の改組)												
3-42	(２) 救護所の設置・救護班の編成 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td>● (略) ● 必要に応じて、地域災害保健医療調整本部に対して救護班の派遣を要請する。 ● (略)</td></tr><tr><td>消防本部</td><td>● 傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療調整本部に対してDMA Tの出動を要請する。</td></tr></table>	主体	主な取組	市	● (略) ● 必要に応じて、地域災害保健医療調整本部に対して救護班の派遣を要請する。 ● (略)	消防本部	● 傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療調整本部に対してDMA Tの出動を要請する。	(２) 救護所の設置・救護班の編成 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td>● (略) ● 必要に応じて、地域災害保健医療福祉調整本部に対して救護班の派遣を要請する。 ● (略)</td></tr><tr><td>消防本部</td><td>● 傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療福祉調整本部に対してDMA Tの出動を要請する。</td></tr></table>	主体	主な取組	市	● (略) ● 必要に応じて、地域災害保健医療 福祉 調整本部に対して救護班の派遣を要請する。 ● (略)	消防本部	● 傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療 福祉 調整本部に対してDMA Tの出動を要請する。	岡山県地域防災計画の修正(調整本部の改組)
主体	主な取組														
市	● (略) ● 必要に応じて、地域災害保健医療調整本部に対して救護班の派遣を要請する。 ● (略)														
消防本部	● 傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療調整本部に対してDMA Tの出動を要請する。														
主体	主な取組														
市	● (略) ● 必要に応じて、地域災害保健医療 福祉 調整本部に対して救護班の派遣を要請する。 ● (略)														
消防本部	● 傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療 福祉 調整本部に対してDMA Tの出動を要請する。														
3-42	(３) 救急医療活動のアクセスの確保 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td>● 県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、国・県・市の道路管理者及び県警察等と連携の上、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。 ● (略)</td></tr></table>	主体	主な取組	市	● 県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、国・県・市の道路管理者及び県警察等と連携の上、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。 ● (略)	(３) 救急医療活動のアクセスの確保 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td>● 県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部において、国・県・市町村の道路管理者及び県警察等と連携の上、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。 ● (略)</td></tr></table>	主体	主な取組	市	● 県災害保健医療 福祉 調整本部及び地域災害保健医療 福祉 調整本部において、国・県・市町村の道路管理者及び県警察等と連携の上、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。 ● (略)	岡山県地域防災計画の修正(調整本部の改組)				
主体	主な取組														
市	● 県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、国・県・市の道路管理者及び県警察等と連携の上、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。 ● (略)														
主体	主な取組														
市	● 県災害保健医療 福祉 調整本部及び地域災害保健医療 福祉 調整本部において、国・県・市町村の道路管理者及び県警察等と連携の上、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。 ● (略)														

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
3-43	(5) 効率的な医療の実施		(5) 効率的な医療の実施		岡山県地域防災計画の修正(調整本部の改組)
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	医療機関	● (略) 1) ～ 2) (略) 3) 被災状況を地域災害保健医療調整本部へ報告(広域災害救急医療情報システムのアカウ ントを持っている場合は広域災害救急医療情報システムに入力)するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。 4) 医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。 ● (略)	医療機関	● (略) 1) ～ 2) (略) 3) 被災状況を地域災害保健医療福祉調整本部へ報告(広域災害救急医療情報システムのアカウ ントを持っている場合は広域災害救急医療情報システムに入力)するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。 4) 医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療福祉調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。 ● (略)	
3-44	(1) 救急医薬品等の供給		(1) 救急医薬品等の供給		岡山県地域防災計画の修正(調整本部の改組)
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	県	● 地域災害保健医療調整本部は、管内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ医療機関等の要請に基づき、県災害保健医療調整本部に医薬品等の調達を要請する。	県	● 地域災害保健医療福祉調整本部は、管内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ医療機関等の要請に基づき、県災害保健医療福祉調整本部に医薬品等の調達を要請する。	

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
3-45	(1) 搬送手段の確保		(1) 搬送手段の確保		岡山県地域防災計画の修正(調整本部の改組)
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	市	●傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部又は消防本部から要請があった場合は、公用車の手配を行う。 ●(略)	市	●傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部又は消防本部から要請があった場合は、公用車の手配を行う。 ●(略)	
	県	●県災害保健医療調整本部又は地域災害保健医療調整本部は、広域災害救急医療情報システムを活用しても消防本部において救急車両の確保ができない場合に、県が所有する公用車を手配するとともに、市、関係医療機関、他府県等に配車を要請する。	県	●県災害保健医療福祉調整本部又は地域災害保健医療福祉調整本部は、広域災害救急医療情報システムを活用しても消防本部において救急車両の確保ができない場合に、県が所有する公用車を手配するとともに、市、関係医療機関、他府県等に配車を要請する。	
	消防本部	●(略)	消防本部	●(略)	
医療機関	●入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害保健医療調整本部に調整を要請する。	医療機関	●入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害保健医療福祉調整本部に調整を要請する。		
3-45	(2) 搬送先の確認		(2) 搬送先の確認		岡山県地域防災計画の修正(調整本部の改組)
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	県	●県災害保健医療調整本部又は地域災害保健医療調整本部は、医療従事者、警察、自衛隊等からの要請に基づき、搬送先の広域的な調整を行う。	県	●県災害保健医療福祉調整本部又は地域災害保健医療福祉調整本部は、医療従事者、警察、自衛隊等からの要請に基づき、搬送先の広域的な調整を行う。	
3-53	1-2-5 避難誘導及び一般住民の避難		1-2-5 避難誘導及び一般住民の避難		岡山県地域防災計画の修正(新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえた修正)
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	県	●(略) ● <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等を宿泊療養施設や自宅療養者専用の避難所等へ移送し避難させる。</u>	県	●(略) <u>(削除)</u>	

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
3-59	(2) 指定避難所の運営管理		(2) 指定避難所の運営管理		防災基本計画の修正
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	市	● (略) ● 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 ● (略)	市	● (略) ● 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u> ● (略)	
3-61	(2) 指定避難所の運営管理		(2) 指定避難所の運営管理		防災基本計画の修正
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	市、各指定避難所の運営者	● 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。	市、各指定避難所の運営者	● 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努める。	
3-63	(1) 陸上交通の確保		(1) 陸上交通の確保		岡山県地域防災計画の修正（災害対策基本法施行令等の一部改正を踏まえた修正）
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	県、県公安委員会	● (略) ● 県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、平常時<u>に、</u>緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出により、<u>緊急通行車両等事前届出済証及び規制除外車両事前届出済証を交付して、</u>緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続の簡素・効率化を図る。	県、県公安委員会	● (略) ● 県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、平常時<u>の</u>緊急通行車両<u>の事前確認</u>及び規制除外車両の事前届出により、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続の簡素・効率化を図る。	

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由												
3-64	(1) 陸上交通の確保 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>県公安委員会、県警察</td><td>(略) (2) 緊急通行車両及び規制除外車両の届出確認 ●緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。 (略)</td></tr></table>		主体	主な取組	県公安委員会、県警察	(略) (2) 緊急通行車両及び規制除外車両の届出確認 ●緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。 (略)	(1) 陸上交通の確保 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>県公安委員会、県警察</td><td>(略) (2) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認 ●緊急通行車両の事前確認及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。 (略)</td></tr></table>		主体	主な取組	県公安委員会、県警察	(略) (2) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認 ●緊急通行車両の事前確認及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。 (略)	岡山県地域防災計画の修正（災害対策基本法施行令等の一部改正を踏まえた修正）				
主体	主な取組																
県公安委員会、県警察	(略) (2) 緊急通行車両及び規制除外車両の届出確認 ●緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。 (略)																
主体	主な取組																
県公安委員会、県警察	(略) (2) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認 ●緊急通行車両の事前確認及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。 (略)																
3-131	2) 教科書・学用品等の給与 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td>● (略)</td></tr><tr><td>県</td><td>●災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、<u>災害救助法施行令に基づき</u>、<u>県保健福祉部</u>と連携をとり、迅速な措置を講じる。その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。</td></tr></table>		主体	主な取組	市	● (略)	県	●災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、 <u>災害救助法施行令に基づき</u> 、 <u>県保健福祉部</u> と連携をとり、迅速な措置を講じる。その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。	2) 教科書・学用品等の給与 <table><tr><th>主体</th><th>主な取組</th></tr><tr><td>市</td><td>● (略)</td></tr><tr><td>県</td><td>●災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、<u>県子ども・福祉部</u>と連携をとり、迅速な措置を講じる。その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。</td></tr></table>		主体	主な取組	市	● (略)	県	●災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、 <u>県子ども・福祉部</u> と連携をとり、迅速な措置を講じる。その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。	岡山県地域防災計画の修正（組織の改正）
主体	主な取組																
市	● (略)																
県	●災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、 <u>災害救助法施行令に基づき</u> 、 <u>県保健福祉部</u> と連携をとり、迅速な措置を講じる。その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。																
主体	主な取組																
市	● (略)																
県	●災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、 <u>県子ども・福祉部</u> と連携をとり、迅速な措置を講じる。その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。																
3-134	1－1 基本方針 (略) ボランティアの受入れに際して、<u>老人介護や外国人との会話力等の</u>ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織</u>）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、市、県、社会福祉協議会、<u>NPO</u>等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。		1－1 基本方針 (略) ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、市、県、社会福祉協議会、<u>災害中間支援組織</u>等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。		防災基本計画の修正												

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
3-134	(1) ボランティアの受入体制		(1) ボランティアの受入体制		防災基本計画の修正
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	県	● 県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、市、日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアを分野ごとのボランティアを所管する組織に振り分ける。 ● (略)	県	● 県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、市、日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会、<u>災害中間支援組織</u>及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアを分野ごとのボランティアを所管する組織に振り分ける。 ● (略)	

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
3-135	(1) ボランティアの受入体制		(1) ボランティアの受入体制		岡山県防災会議の意見による修正 玉野市防災会議の意見による修正
	主体	主な取組	主体	主な取組	
	社会福祉協議会	● (略) ● (略) 1) (略) ① (略) ② 広域的なボランティアの受付、<u>指導</u>、コーディネート等 ③～⑤ (略) 2) (略) ①～② (略) ③ 災害ボランティアの募集、受付 <u>(新設)</u> <u>④～⑥</u> (略) <u>(新設)</u> <u>⑦</u> 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・<u>貸出</u>・保管・管理 <u>(新設)</u> <u>⑧</u> (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>⑨</u> (略) - ア.～オ. (略) <u>⑩～⑪</u> (略) 3) (略)	● (略) ● (略) 1) (略) ① (略) ② 広域的なボランティアの受付、コーディネート等 ③～⑤ (略) 2) (略) ①～② (略) ③ 災害ボランティアの募集、受付、<u>登録</u> <u>④ 災害ボランティアのコーディネート</u> <u>⑤～⑦</u> (略) <u>⑧ 災害ボランティアに対する具体的活動内容の指示</u> <u>⑨</u> 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・<u>供給</u>・保管・管理 <u>⑩ 災害ボランティア活動の拠点等の提供</u> <u>⑪</u> (略) <u>⑫ ボランティアが不足する際の必要な種類及び人数の把握並びに県又は近隣市町村の災害ボランティア窓口に対する活動要請</u> <u>⑬ 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請</u> <u>⑭</u> (略) - ア.～オ. (略) <u>⑮～⑯</u> (略) 3) (略)		防災基本計画の修正 (災害中間支援組織の役割を明記)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	災害中間支援組織	● <u>市、県、社会福祉協議会、NPO等と連携・情報共有を図りながら、県外からの支援団体や専門性を有するNPO・ボランティア等、多様な民間団体の活動支援や活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター等でのボランティアコーディネート支援などを行う。</u>	

頁	修 正 前		修 正 後		修 正 理 由
3-139	1-2-2 電気通信施設応急対策計画		1-2-2 電気通信施設応急対策計画		防災基本計画の修正
	主体 西日本電 信電話株 式会社	主な取組 (略) (3) 情報共有 ●速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設 の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。 (略)	主体 西日本電 信電話株 式会社	主な取組 (略) (3) 情報共有 ●速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設 の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可 能な通信手段等について、関係機関及び県民に 対してわかりやすく情報提供(ホームページの トップページへの掲載、地図による障害エリア の表示等)する。 (略)	
4-4	2-1 基本方針		2-1 基本方針		防災基本計画の修正
	(略) 市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。(略)		(略) 市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。(略)		
4-7	(7) 情報、サービスの提供等		(7) 情報、サービスの提供等		防災基本計画の修正
	主体 市	主な取組 ● (略) (新規)	主体 市	主な取組 ● (略) ●被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を推進する。	
4-15	(4) 義援金の配分		(4) 義援金の配分		岡山県地域防災計画の修正 (組織の改正)
	主体 市、県、関係団体等	主な取組 ● (略) ●義援金の集荷配分については、関係機関の協力により県本部(保健福祉部)があたる。義援物資の輸送は、県自動車班の車両を使用するが、状況により民間に協力を要請する。	主体 市、県、関係団体等	主な取組 ● (略) ●義援金の集荷配分については、関係機関の協力により県本部(子ども・福祉部)があたる。義援物資の輸送は、県自動車班の車両を使用するが、状況により民間に協力を要請する。	